

第19回軽米町議会定例会

令和7年12月1日(月)
午前10時00分 開会

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 令和7年度軽米町一般会計補正予算(第4号)の専決処分
に関し承認を求めることについて

日程第 4 議案第 2 号 軽米町議會議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3 号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 4 号 軽米町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例

日程第 7 議案第 5 号 軽米町火入れに関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 6 号 軽米町水道事業給水条例及び軽米町下水道条例の一部を改
正する条例

日程第 9 議案第 7 号 令和7年度軽米町一般会計補正予算(第5号)

日程第 10 議案第 8 号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第2
号)

日程第 11 議案第 9 号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
号)

○出席議員 (12名)

1番 田 中 祐 典 君	2番 甲 斐 錦 康 君
3番 上 山 誠 君	4番 西 館 徳 松 君
5番 江刺家 静 子 君	6番 中 村 正 志 君
7番 田 村 せ つ 君	8番 茶 屋 隆 君
9番 大 村 稲 君	10番 細谷地 多 門 君
11番 本 田 秀 一 君	12番 松 浦 満 雄 君

○欠席議員 (なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	江刺家 雅 弘 君
総務課	長	日 山 一 則 君
政策推進課	長	野 中 孝 博 君
政策推進課主幹		鶴 飼 義 信 君
会計管理者兼税務会計課長		寺 地 隆 之 君
税務会計課主幹		於 本 博 之 君
町民生活課長		輪 達 ひろか 君
健康福祉課長		竹 澤 泰 司 君
健康福祉課主幹		日 向 安 子 君
産業振興課長		輪 達 隆 志 君
地域整備課長		神 久 保 恵 藏 君
水道事業所長		神 久 保 恵 藏 君
教育委員会教育長		久 保 智 克 君
教育委員会事務局教育次長		古 館 寿 徳 君
選挙管理委員会事務局長		日 山 一 則 君
農業委員会会長		笛 山 結 実 男 君
農業委員会事務局長		輪 達 隆 志 君
監査委員員長		日 山 充 君
監査委員事務局長		関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関 向 孝 行 君
議会事務局主任	竹 林 亜 里 君

議 会 事 務 局 主 事 補

向屋 敷 莓 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） ただいまから第19回軽米町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程はあらかじめ配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
本日付で町長から議案9件及び各課の事務報告書の提出がありました。
次に、本定例会に提出された一般質問通告は、上山誠君、田中祐典君、中村正志君、田村せつ君、茶屋隆君、細谷地多門君、江刺家静子君の7名であります。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。
監査委員から令和7年8月分から10月分までに関する現金出納検査結果と地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査結果及び同条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体の監査結果の報告があり、その写しを配布してございます。
閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。
本定例会の会期については、11月25日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より12月10日までの10日間とすることで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。
また、管外から郵送により陳情書1件の提出がありましたので、資料として配布してございます。
本定例会の日程は、配布してございますので、朗読を省略します。
これで諸般の報告を終わります。

◎政務報告

○議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申出がありました。これを許します。
町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに、令和7年12月町議会定例会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。
初めに、町村合併70周年記念式典について申し上げます。去る11月21日、

町村合併以来 70 年の歩みを振り返り、町政のさらなる発展を図るため、町村合併 70 周年記念式典を開催いたしました。

当日は、近隣市町村長や姉妹町である音更町小野町長、高瀬議長をはじめ多数のご臨席をいただき、町政発展にご尽力をいたいたいた皆様に感謝の意を表するとともに、滞りなく開催することができました。議員各位にもいろいろとご協力を賜り、この場をお借りし感謝を申し上げます。

音更町との姉妹締結 40 周年記念事業について申し上げます。北海道音更町と姉妹締結してから本年で 40 年を迎えたことから、これまでに行われてきた小学校児童による相互交流事業に加え、町民同士の交流事業として、両町の各団体による交流事業に 4 団体、音更町の観光施設等を訪れる個人ツアーに 34 名が参加するなど、約 100 名が音更町を訪れ交流を深めました。

また、音更町と当町の小学生バレーボールチームの交流や小学生交流で当町を以前訪れたことのある O B ・ O G の交流、音更高校と軽米高校両校生徒の交流など、音更町からも約 70 名が当町を訪れ、記念事業による人的交流等を通じて、これまで以上に絆が深まったと考えております。あわせて、両町の歴史・文化を紹介する相互資料展の開催、かるまい文化交流センター宇漢米館で開催した姉妹締結当時の写真や本年度実施した交流事業の写真展など、町民が両町の歴史・文化に触れる機会の創出を図ってきたところであります。

ツキノワグマ対策について申し上げます。全国的に熊による被害が報道される中、町内におきましても飼い犬が襲われる被害が発生いたしました。これまでにも多数熊の目撃情報が寄せられており、その都度防災情報無線による緊急放送を行い、注意喚起の徹底を図ってまいりました。

また、小学校、中学校では登下校の安全確保のため、全児童、生徒へ熊よけ鈴を配布したほか、熊の目撃情報が寄せられている地区の児童、生徒に対し、タクシー やスクールバスでの送迎を行っているところであります。

なお、熊の駆除、捕獲につきましては、軽米町獣友会と連携し、出没頻度の高いエリアに「わな」及び「センサーカメラ」を設置し、監視を行うとともに捕獲に努めているところであります。

引き続き警戒を継続し、住民の皆様の安全確保に全力を尽くしてまいります。

ふるさと会について申し上げます。宮城県を中心とした新たなるふるさと会の設立に向けて、これまで準備を進めており、11月6日に仙台市において、町出身の宮城県在住者でふるさと会設立に賛同する方、軽米高等学校同窓会役員等合わせて 10 名でふるさと会設立準備会を発足いたしました。

今後は、賛同する方の募集等を進め、宮城県でのふるさと会の発足に向けて引き続き支援してまいります。

公共交通について申し上げます。当町と隣接町村を結ぶバス路線であります軽米大野線並びに軽米九戸線の2路線につきましては、本年3月に委託事業者から運転不足等を理由に、今後の運行はできない旨の申出を受け、その後関係町村との協議、運行事業者へ運行継続の要望、持続可能な運行を行う方法を協議、検討しております。

また、洋野町大野から当町の笹渡地区を経由し八戸市まで結ぶ大野線につきましても、運行事業者から運転手不足等を理由に、本年度いっぱい運行を取りやめたい旨の申出が本年8月にあったことから、現在関係市町の八戸市、階上町、洋野町と協議を進め、運行事業者の確保、具体的な代替運行の内容を協議、検討しております。

いずれの路線につきましても、詳細な運行方法等が決まり次第、町民の皆様に周知してまいります。

地域おこし協力隊等について申し上げます。10月1日から新たに移住交流プロジェクトに1名を任命いたしました。その方は、これまで地域活性化起業人として再生可能エネルギーの推進等で活躍していた方で、派遣先の首都圏の企業を9月末で退社され、当町に移住し、移住定住に関する活動のほか、再エネの推進等もこれまでどおり行っていただくことといたしました。現在は、隊員計6名でそれぞれの分野で活動しておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

また、同じく10月1日より、新たに副業型の地域活性化起業人1名に着任いたしており、福祉・健康づくり分野での計画策定へのサポートをお願いしているところであります。

再生可能エネルギーについて申し上げます。山内地区の折爪岳北部で開発が進められている折爪岳風力発電事業ですが、令和7年度中の運転開始を目指し、建設工事の完了に続き稼働に向けた試験・試運転が進められております。

今後も町内には風力発電事業を検討している事業者もあることから、農林業との調和や環境への配慮等に留意しながら進めるよう、引き続き指導してまいります。

次に、太陽光発電所の火災対応について申し上げます。高家地区にある太陽光発電所において、本年度に入り5回の火災が発生し、町としても再生可能エネルギー発電事業の安全性、町民の信頼を失いかねない事態だと重く受け止め、事業者に対し厳しく抗議するとともに、早急な対策を強く求めてまいりました。

それを受け事業者では、火災現場の状況を調査した結果、ネズミなどの小動物がケーブルラックに侵入し、ケーブルをかみ、欠損した箇所がショートし、発熱、発火したのが原因である可能性が高いと推定し、9月2日から発電事業を一時中断し、発電所内全ての発電ケーブルの点検を行い、欠損箇所の有無や修繕、ケーブルを束ねているFEP管の撤去等工事を作業員延べ467人で集中的に実施し、9月12

日に工事、点検を完了したとの報告を受けております。

その後、二戸地区広域行政事務組合消防本部と合同で工事、点検完了後の現地確認を事業者立会いの下に行っております。

また、10月には事業者主催の地元説明会が行われ、発生原因と対策工事の内容等について説明しております。

対策工事と点検実施後に火災の発生はございませんが、町としては引き続き発電事業者に安全対策の徹底を求めるとともに、防災パトロール等を引き続き行ってまいります。

交通安全対策について申し上げます。10月6日をもって、交通死亡事故ゼロ1年を達成いたしました。町民をはじめ各団体の皆様が交通安全の啓発に取り組まれた成果であり、深く感謝を申し上げます。

この記録がさらに更新されるよう、引き続き交通安全対策協議会を中心に関係機関と連携を図りながら、歩行者、運転者に対する交通事故防止の啓発活動を推進してまいります。

福祉事業について申し上げます。原油、物価高騰などによる冬季間の経済的負担を軽減するため、「福祉灯油事業」を本年度も実施することとし、令和8年1月から申請受付を予定しております。対象者は、昨年度と同様に町民税非課税世帯である高齢者世帯など約1,100世帯を見込み、1世帯当たり8,000円の助成を計画しております。本定例会におきまして関係する経費について予算を計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

生活支援体制整備事業につきましては、高齢者等の移動支援・外出の支援についての勉強会を開催したほか、九戸村や花巻市への視察研修を行っており、今後は各地域の通いの場を拠点にした移動支援体制の構築に向けてサポートを行ってまいります。

認知症施策につきましては、小学生を対象に認知症についての正しい知識を持ち、祖父母や近所の高齢者への思いやりや、いたわりの心を育むことを目的に「孫世代のための認知症講座」を開催いたしました。

アルツハイマー月間の9月には、かるまい文化交流センター宇漢米館を会場に「オレンジフェスタかるまい」を開催し、任意団体を中心とした「チームオレンジ」の結成式を併せて行っております。今後も認知症とともに生きる共生社会の実現に向け、認知症の正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。

保健事業について申し上げます。インフルエンザワクチン接種につきましては、高齢者、妊婦、小児への助成を行い、10月から開始しております。また、新型コロナワクチン接種については、高齢者を助成対象として実施しており、いずれも県立軽米病院をはじめ町内及び町外の医療機関において、二戸医師会のご協力の下実

施しているところでございます。

生活習慣病対策につきましては、高血圧による脳血管疾患の予防を重点に取り組み、農閑期に合わせ10月より地域での健康教室を実施しております。

また、11月には、休日を中心に胃がん検診を実施したところであります。今後は検診後の精密検査の確実な受診に向けて取り組んでまいります。

栄養改善事業につきましては、食育推進計画第三次の策定に向け、二戸保健所、副業型の地域活性化起業人とともに進めているところでございます。今後は、計画に沿った具体的な行動について内容を検討してまいります。

農林振興事業について申し上げます。水稻につきましては、本年度の岩手県北地区「作況単収指數」は99と、おおむね平年並みの作柄となっております。

本年産主食用米のJA新しいわての概算払金は、「いわてっこ」が1等米で30キログラム当たり1万3,600円と、昨年と比較して5,150円の上昇となっております。

なお、経営所得安定対策の各交付金につきましては、国から農家への支払い手続が12月下旬から順次行われる予定でございます。

葉たばこにつきましては、収量は平年並みとなる見込みであり、例年より早い12月中旬から販売が開始される予定となっております。

ホップにつきましては、昨年同様猛暑であったものの、適期に降雨があり、収量は昨年を上回り、品質についても全量1等となっております。

10月28日から軽米産ホップが含まれる東北産ホップを100%使用した「サッポロビール黒ラベル東北ホップ100%」が東北限定で販売され、10月30日には完成を祝う会が開催されたところでございます。

野菜、花卉、果樹につきましては、青果物、野菜の一部の品目で生育期に少雨であったことから収量は減収となりましたが、高単価で推移したこともあり、販売額につきましては、おおむね平年並みとなる見込みとなっております。

新規就農支援につきましては、親元就農給付金事業に新たに1名を採択したところであります。引き続き、事業の周知に努め、各地区及び関係機関と連携を図りながら、担い手の確保・育成につながるよう支援してまいります。

畜産振興につきましては、畜産産地づくり強化対策として継続実施している繁殖雌牛の県外導入について、今年度は2頭から3頭の導入を予定しており、畜産農家の規模拡大と経営の安定化に努めてまいります。

町営牧場につきましては、米田八木沢大平牧野が11月11日、鶴飼牧野が11月12日と、いずれも大きな事故なく閉牧を迎えたところであります。農家の生産コストの低減が図れたものと考えております。

観光事業について申し上げます。秋の一大イベントであります軽米秋まつりは、

初日があいにくの雨となりましたが、令和5年より実施している山車の共演も定着し、全ての行事が滞りなく行われ、みこし行列や郷土芸能、山車運行、軽米音頭流し踊りなど、町内外の皆様に楽しんでいただけたものと思っております。

10月19日には、かるまい文化交流センター宇漢米館を会場に「食フェスタ in かるまい」を開催いたしました。今年は館内ホールにステージを移したほか、出店ブースを屋内と屋外に分け、音更町との姉妹締結40周年を記念したコラボメニューを取り入れるなど、新たな形で開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、家族連れなど多くの方にご来場いただき、昨年以上にぎわったところでございます。

また、10年目を迎えた「かるまい冬灯り」につきましては、「光の広場～光を届けて10周年～」をテーマに飾りつけが行われ、11月23日の点灯式では、向川原地区女性部の皆様にご協力をいただき、「おふるまい」も行い、多くの皆様に楽しんでいただいたところでございます。

災害復旧事業について申し上げます。10月31日から11月1日にかけての豪雨により農地及び農業用施設への被害が発生いたしました。被害内容につきましては、農地1か所が畦畔の崩落、農業用水路1か所が流入した土砂の堆積により被害を受けております。

現在国の補助を受けるため、災害査定に向けた準備を進めており、早期復旧に向けて迅速に対応してまいります。

町道整備事業について申し上げます。町道の整備につきましては、本年度計画の全6路線とも順調に工事が進んでおり、早期完成に努めているところであります。

また、道路、橋梁、河川の維持補修についても、予定している全箇所の発注を終え、早期完成に向け進めており、引き続き適正な施設の維持管理に努め、通行の安全確保を図ってまいります。

これから本格的な雪の時期を迎えるに当たり、円滑な通行確保のための除雪業務については、委託業者等との契約が完了したところであり、冬期における道路の安全確保に努めてまいります。

県立軽米高等学校の2学級維持に向けた取組について申し上げます。軽米高校の2クラスから1クラスへの学級減が示されたことは、前議会でご報告したとおりであります。

学級減の発表後、岩手県教育委員会をはじめ関係機関に対し、2学級維持についての要望を続けてまいりましたが、1学級減の方針につきましては撤回には至らず、令和8年度の入学生は1学級、40人が定員との方針が公表されております。

しかしながら、定員超過の際の取扱いにつきましては、特例として、1学級の定員である40名を超えた場合でも中高連携入試において、軽米高校に4名の特別枠が与えられることが、令和8年度岩手県高校選抜入試要綱により示されております。

また、軽米高校への入学生の増加を促し、令和9年度以降の学級増を実現するため、去る11月13日に開催されました軽米中学校での入試に関する説明会において、町からの軽米高校への支援内容等について説明してまいりました。

今後も軽米高校、軽米高校同窓会等と連携しながら、地元中学生、近隣市町村や八戸市内の中学生に、軽米高校の魅力を知っていただく取組を行い、入学希望者が増加し、2学級に戻るよう町を挙げて取り組んでまいります。

学校教育関係について申し上げます。町内の各小中学校においては、10月から11月にかけて創意工夫を凝らした文化祭、学習発表会が開催され、子供たちの日頃の学習の成果を保護者や地域の皆様に御覧いただいたところであります。

11月上旬から町内小中学校においてインフルエンザが流行し、晴山小学校では児童の約半数が罹患し、11月12日から16日まで学校閉鎖といたしました。今後もインフルエンザをはじめ感染症の流行シーズンを迎えることから、学校、家庭での感染対策の徹底について引き続き周知してまいります。

生涯学習関係では、5月に開講した第53期寿大学が10回の講座を行い、11月26日をもって終了いたしました。

また、11月1日から3日まで町民文化祭が開催され、各種作品を展示するとともに、11月2日には郷土芸能まつりと町民文化祭ステージ発表が合同で開催され、3日間を通じて多くの皆様に御覧いただいたところでございます。

以上をもちまして、政務報告とさせていただきます。

本定例会には、専決処分の承認を求める議案1件、条例の一部改正及び制定に関する議案5件、一般会計ほか補正予算に関する議案3件の合わせて9件の議案を提案させていただきます。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において6番、中村正志君、7番、田村せつ君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月10日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月10日までの10日間に決定しました。

◎議案第1号から議案第9号までの一括上程、説明、質疑

○議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めるについてから日程第11、議案第9号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めるについて、議案第2号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び議案第7号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第5号）の4件について、総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、令和7年度軽米町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことについて、同条第3項の規定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。

10月31日から11月1日にかけて急速に発達した低気圧の影響により、東日本から北日本にかけての広い範囲で大雨や暴風が発生したことにより、町内の農地及び農業施設に大きな被害が発生いたしました。

被害額が大きく、国の災害復旧事業補助金及び災害復旧事業債を活用し、迅速な災害復旧に当たるため、関係経費の補正予算措置が必要であることから、11月6日に専決処分したものでございます。

予算書のほうを御覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,051万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ74億1,097万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、5ページ、3、歳出を御覧ください。13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費を新設し、3,051万4,000円を計上しております。主なものは、10節需用費に農業用施設修繕料として120万円、12節委託料に国の災害査定及び工事に係る設計業務委託料と

して 758万1,000円、14節工事請負費に災害復旧工事費として1,870万円、18節負担金、補助及び交付金に農地等小規模災害復旧事業補助金として200万円を計上しております。そのほか3節職員手当等に事務経費を計上しております。

本災害復旧費の財源につきましては、4ページ、2、歳入を御覧ください。13款分担金及び負担金、2項分担金、1目災害復旧事業費分担金に農地所有者からの受益者分担金として102万4,000円。

16款県支出金、2項県補助金、8目災害復旧費県補助金に農地・農業用施設災害復旧費補助金984万5,000円。

22款町債、1項町債、9目災害復旧事業債に農地・農業用施設災害復旧事業債1,100万円を計上しております。

なお、不足する864万5,000円につきましては、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金により財源調整しております。

2ページ、第2表、地方債補正を御覧ください。本事業に地方債として新たに災害復旧事業債を計上するため、第2表のとおり災害復旧事業、農地・農業用施設災害復旧事業として、限度額1,100万円を追加するものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第2号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が本年6月4日に施行され、公営単価が見直されたことにより、本条例に規定する公費負担についても公職選挙法施行令で定める額と同様に改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第8条のとおり、選挙運動用のビラ1枚当たりの作成単価の上限を「7円73銭」から「8円38銭」に引き上げるものでございます。

また、第11条のとおり、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の上限を「541円31銭」から「586円88銭」に引き上げるものでございます。

本条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第3号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。個人番号の利用及び特定個人情報の提供につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法に定める事務における利用と情報提供ネットワークシステムを介しての提供のほか、番号利用法で定める事務と趣旨を同じくする事務の場合、条例で独自に利用事務を定めることができるとされております。

これまで町では独自利用事務に該当する事務がありませんでしたが、今般地方公

共団体情報におけるシステムの標準化が進められる中で、住民登録者以外の納税者等を特定するために番号を情報システムにおいて付番する住登外者宛名番号の管理機能を情報提供ネットワークシステムと接続される情報システムに実装する場合は、番号利用法における独自利用事務に該当するとの判断がデジタル庁から示されたことに伴い、住登外者宛名番号の管理に関する事務を独自利用事務として規定するなど、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、住登外者の情報管理に関する事務を番号利用法第9条第2項に定める独自利用事務として新たに別表第1に定めるとともに、執行機関内での特定個人情報の利用を定めた現行の別表第1を別表第2とし、同法第19条第11号に基づき、執行機関間での特定個人情報の提供を定めた現行の別表第2を別表第3とするものでございます。

また、改正後の別表第2には、住登外者の情報管理に関する事務を新たに独自利用事務として定めたことに伴い、新たに規定する必要が生じた事務について追加したものでございます。

本条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第7号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第5号）の提案理由についてご説明申し上げます。予算書を御覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,687万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億785万1,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。6ページ、3、歳出を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費でございますが、1目一般管理費では、産休代替職員の会計年度任用職員の人事費を94万2,000円、2目文書広報費では、地権者からの要望のありました伝送路の移転業務委託料290万8,000円を計上しております。11目諸費では、二戸地区広域行政事務組合負担金17万8,000円を計上しておりますが、これは組合人事費が人事異動等に伴い増額になったことによるもので、同様に3款民生費、4款衛生費、9款消防費においても増額となることから、総額で632万6,000円を計上しております。そのほか諸費には、令和6年度の交付金、負担金の返還金76万8,000円を計上しております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費ですが、1目社会福祉総務費では、福祉灯油等給付事業予算を905万7,000円計上しております。対象世帯を1,039世帯と見込み、1世帯当たり8,000円の給付とするもので、財源については、県補助金363万6,000円、地域福祉振興基金繰入金467万6,000円を歳入予算に計上しております。

7ページを御覧ください。国民健康保険特別会計繰出金2,016万4,000円を計上しております。これは、令和7年度国民健康保険特別会計当初予算で財源

として、国民健康保険財政調整基金の繰入金 2, 497万4, 000円を見込んでおりましたが、令和6年度の基金取崩しにより基金残高が961万円となり、1, 536万4, 000円の財源不足が生じることになり、加えて今後の国保会計の不足財源を補填するため、一般会計からの繰出金として計上したものでございます。

3目老人福祉費では、老人ホーム入所者増による老人保護措置費委託料301万4, 000円を計上しており、入所費用徴収金として52万4, 000円を歳入予算に計上しております。5目障害者福祉費では、障害者総合支援法給付費4, 210万円を計上しております。これは、令和6年度報酬改定に伴う給付単価が増えたこと、また利用者ニーズの多様化による複数のサービスの利用者が増となったことが要因となっております。財源については、国庫負担金が2分の1の2, 105万円、県負担金が4分の1の1, 052万5, 000円を歳入予算に計上しております。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、障害児通所給付費730万円を計上しております。こちらにつきましても、報酬改定に伴う給付単価の増と併せて利用者が増となったことによるものでございます。財源につきましても、先ほどと同様に国庫負担金が2分の1の365万円、県負担金が4分の1の182万5, 000円を歳入予算に計上しております。5目児童クラブ運営費では、長期休業中の児童利用者が増加したことに伴い、職員の配置基準に適用するため、会計年度任用職員の出勤回数の増に要する経費255万8, 000円を計上しております。

8ページを御覧ください。10款教育費、4項社会教育費、4目図書館費では、図書館情報システム運用業務委託料48万8, 000円を計上しております。

5項保健体育費、2目学校給食費では、全国的な米価高騰による精米価格が上昇したことから、不足する賄い材料費44万9, 000円を計上しております。

9ページを御覧ください。11款公債費については、令和6年度借入れ分について、当初見込んでおった利率より上昇したことから、また平成26年度借入れの臨時財政対策債の利率変動による利子の増額があったことから、2目利子について143万8, 000円増額しております。また、1目元金については、元利均等償還による償還であることから、利子の増額に伴い37万8, 000円の減額となったものでございます。

歳出予算総額に対し不足する財源につきましては、19款繰入金の財政調整基金繰入金5, 098万6, 000円により調整いたしました。

議案第2号、議案第3号、議案第7号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第4号 軽米町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 議案第4号について提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号は、軽米町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。内容でございますが、国は全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育、保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を創設いたしました。令和7年度に地域子ども・子育て支援事業のうちの1事業として制度化し、令和8年度から全国の自治体において実施することが求められております。

この事業を実施するためには、町が設備及び運営に関する基準を国の定める基準に従い、または参照して条例を定めることとされており、令和7年1月に国の基準が公布されたことから、令和8年度の事業実施に向けて町の基準を条例で定めるものでございます。

以上、議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第5号 軽米町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、産業振興課長、輪達隆志君。

〔産業振興課長 輪達隆志君登壇〕

○産業振興課長（輪達隆志君） 議案第5号の提案理由についてご説明申し上げます。

本条例案は、軽米町火入れに関する条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、現在使用されていない気象に関する注意報の名称、異常乾燥注意報につきまして、現在使用しております乾燥注意報及び林野火災に関する注意報に改めるものでございます。

また、火入れを行う場合等の連絡先、二戸地区広域行政事務組合、二戸消防署長を現在の連絡先でございます二戸地区広域行政事務組合消防長に改めるものでございます。

あわせまして、許可申請等に係る申請書等の様式につきまして、規則に委任することといたし、その他、文言等について必要な改正をしようとするものでございます。

議案第5号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第6号 軽米町水道事業給水条例及び軽米町下水道条例の一部を改正する条例について、地域整備課長併任水道事業所長、神久保恵蔵君。

〔地域整備課長併任水道事業所長 神久保恵蔵君登壇〕

○地域整備課長併任水道事業所長（神久保恵蔵君） 議案第6号の提案理由についてご説

明申し上げます。

議案第6号は、軽米町水道事業給水条例及び軽米町下水道条例の一部を改正する条例でございます。内容でございますが、令和6年1月に発生いたしました能登半島地震において、給水装置及び排水設備の破損が多数発生したことに加え、指定工事事業者等自身の被災や様々な工事需要の集中により、指定工事事業者等の確保が困難な状況となり、給水装置及び排水設備の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化したことから、国土交通省の通知により、災害、その他非常の場合の工事事業者等を確保するための措置を講ずるよう示されたところであります。

このことを踏まえまして、災害、その他非常の場合は、当町の指定給水装置工事事業者及び指定工事店の確保が困難と判断されるときには、早期復旧と円滑な復旧工事の実施を図ることができるよう、他の市町村長の指定を受けた指定事業者等が工事を行うことできることとして条例を改正するものであります。

当町においても、給水装置工事は、水道法及び軽米町水道事業給水条例に、排水設備工事は、軽米町下水道条例に基づき町長が指定した指定工事事業者等が施工することとしております。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

提案理由といたしまして、災害、その他の非常の場合において、町長が認めるときには、他の市町村長の指定を受けた工事事業者が、給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう所要の改正をするものでございます。

議案第6号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第8号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第9号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件について、町民生活課長、輪達ひろか君。

〔町民生活課長 輪達ひろか君登壇〕

○町民生活課長（輪達ひろか君） 議案第8号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ4,603万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ10億7,423万5,000円とするものでございます。

歳入の主な内容でございますが、1款の国民健康保険税につきましては、収入見込額の増加により、医療給付費分現年課税分401万6,000円、後期高齢者支援金分現年課税分107万9,000円、介護納付金分現年課税分52万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

4款の国庫支出金につきましては、来年度から始まる子ども・子育て支援金制度

に対応するためのシステム改修費に係る国庫補助金 41万5,000円を増額するものでございます。

5款の県支出金につきましては、今回の補正で歳出、2款の保険給付費を増額することから3,520万円を増額するものでございます。

8款の繰入金につきましては、一般会計等繰入金につきまして、財源不足による法定外繰入れ2,016万4,000円を増額するものでございます。財政調整基金繰入金につきましては1,536万4,000円を減額し、今年度基金の残額961万円を繰り入れるものでございます。減額の理由といたしましては、令和6年度決算時の基金の取崩しによるものでございます。

続いて、歳出でございますが、1款の総務費につきましては、旅費、費用弁償2万4,000円と子ども・子育て支援金制度の対応に係るシステム改修費41万6,000円、合わせて44万円の増額をお願いするものでございます。

2款の保険給付費につきましては、今年度の支給実績に基づき、療養給付費2,805万3,000円、療養費5万円、高額療養費1,589万7,000円の不足が見込まれるため、それぞれ増額をお願いするものでございます。

令和6年度との歳出額の比較ですが、被保険者数は、昨年4月末現在で2,175人、本年4月末現在で2,054人と、121名の減となっておりますが、療養給付費は、対前年比平均4%の増で、金額にしますと各月平均約165万円の増となっております。療養費は、対前年比平均24%の増で、各月平均3万3,000円の増となっております。高額療養費は、対前年比平均13%の増、各月平均78万4,000円の増となっております。月によって増減はございますが、昨年より保険給付費全体が増加しております。今回は、前年歳出額を基に今後の歳出見込みを推計し、増額をお願いするものでございます。

8款の諸支出金につきましては、令和6年度に交付された普通交付金の精算により返納金が生じたため159万6,000円を増額するものでございます。

以上が議案第8号の提案理由でございます。

続きまして、議案第9号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ145万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,255万2,000円とするものでございます。

歳入の内容につきましては、3款繰入金につきまして額の確定により8,000円を減額するものでございます。

4款繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により9,000円を増額するものです。

6款国庫支出金につきましては、国民健康保険特別会計でも計上いたしました来

年度から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費に係る国庫補助金でございます。

歳出の内容につきましては、ただいま申し上げました子ども・子育て支援金制度に対応するための収納システム改修業務委託料 145万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上が議案第9号の提案理由でございます。

議案第8号、議案第9号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案9件について総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案9件については、12月10日の本会議で審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案9件については、12月10日の本会議で審議することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月4日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前10時54分）